

Q & A集

※更新箇所は黄色セルで表示

1.全体

問番号	質問	回答	関連箇所
1	統一的な基準とは、どのような会計基準なの でしょうか。	「研究会報告書」において示された統一的な地方公会計基準は、公的特性を踏まえた上で、 ・発生主義・複式簿記の導入を前提としていること ・固定資産台帳の整備を前提としていること ・比較可能性の確保の観点から、全ての地方公共団体を対象とした統一的な財務書類の作成基準であること といった特徴があり、現行の官庁会計（現金主義会計）の補完として整備するものです。（官庁会計との関係については、本Q&A集の「1.全体・問番号2」参照）	「研究会報告書」 16段落
2	地方公共団体では、これからも現金主義の予算・決算を行うことになるのでしょうか。	地方公共団体における現行の予算・決算制度は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、確定性、客観性、透明性に優れた現金主義会計を採用しています。 統一的な基準による地方公会計の整備については、上記の趣旨を踏まえ、現金主義会計を補完するものとして整備するものであり、現行の予算・決算制度については、引き続き現金主義に基づいてなされることとなります。	「研究会報告書」 16段落 「財務書類作成要領」 1段落
3	統一的な基準による地方公会計の整備は、どのようなスケジュールとなっているのでしょうか。	「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成27年1月23日付総務大臣通知）で示しているとおり、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において統一的な基準による財務書類等を作成することとしています。 一方で、公共施設等のマネジメントをはじめとする諸課題に迅速に対応していくためには、財務書類等の早期整備が重要であることから、特に、固定資産台帳が未整備である地方公共団体においては、平成27年度までに同台帳を整備することが望まれます。 なお、日々仕訳により財務書類等を作成する地方公共団体においては、システム改修等に一定の期間を要することも想定されますが、そのような場合でも、遅くとも平成29年度決算に係る財務書類等を作成・公表する必要があります。 また、次年度予算編成への反映も含めた一層の活用を図るためには、財務書類等の作成及び公表の早期化が重要であり、例えば、決算年度の翌会計年度の概ね8月末までの作成と、その後の検証を経て、9月末までの公表といった対応が望ましいと考えられます。	「研究会報告書」 305段落
4	作成期間について、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成27年1月23日付総務大臣通知）では、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間とされていますが、何が例外なののでしょうか。	大規模な災害等が発生した場合など、財務書類等の作成が困難な場合を想定しています。 また、地方公営企業法の財務規定等が非適用の地方公営事業会計のうち、適用に向けた作業に着手しているもの（平成29年度までに着手かつ集中取組期間内に法適用するものに限る）については、集中取組期間を移行期間とすることとします。 なお、上記は、その条件に合致した地方公営事業会計のみを対象としていますので、法適用の公営企業会計や上記条件に合致しない法非適用の地方公営事業会計は、本Q&A集の「1.全体・問番号3」に基づき作成する必要があります。また、上記条件に合致し、当該規定を適用する法非適用の地方公営事業会計は、当該地方公営事業会計分のみ、一定期間連結されないこととなるため、その旨を注記することとしますが、注記にあたっては、当該地方公営事業会計が連結されない影響を補完する観点から、重要性や作業負担も踏まえ、企業債残高や他会計繰入金といった情報もあわせて記載することが望まれます。また、連結行政コスト計算書における「他会計への繰出金」等については、本来は内部取引として相殺消去されるため表示されませんが、当該地方公営事業会計は一定期間連結されずに相殺消去もされないことから、必要に応じて勘定科目を追加する必要があるとともに、その旨も注記する必要があります。	—
5	一般会計等における財務書類の作成に関して、統一的な基準による地方公会計は、これまでの基準モデルや総務省方式改訂モデルとはどう異なるのでしょうか。	別紙1-1「基準モデルからの変更点」及び別紙1-2「総務省方式改訂モデルからの変更点」を参照ください。	—
6	統一的な基準による地方公会計の整備に関する支援はあるのでしょうか。	別紙2「統一的な基準による地方公会計の整備に係る支援」を参照ください。	—
7	作成した財務書類等は、監査委員の審議対象や議会への報告事項となるのでしょうか。	地方公共団体が作成する財務書類等については、監査委員による審査や議会への報告が義務付けられているものではありませんが、前者は財務書類等の正確性・信頼性の確保に資するものであり、後者は地方議会の監視機能の向上に資するものであるため、いずれも有意義な取組だと考えられます。	—
8	統一的な基準による財務書類等の公表形式はどのようにすればよいのでしょうか。	財務書類等の利用者が、財務書類等の情報を自身のPC等に取り込み、加工できるようにエクセル形式等の編集可能なデータ形式でマニュアルに記載の様式（フォーマット）に則り公表することとします。なお、地方公会計標準ソフトウェアでは、上記に対応しております。	—

2.財務書類作成要領

問番号	質問	回答	関連箇所
1	統一的な基準による地方公会計の報告主体の範囲はどこまでになるのでしょうか。	統一的な基準による地方公会計の報告主体は、都道府県、市町村(特別区を含む)並びに地方自治法第284条第1項の一部事務組合及び広域連合としています。(基準モデルや総務省方式改訂モデルの報告主体は、都道府県及び市町村のみであったことから、今後、新たに一部事務組合及び広域連合についても、報告主体として加わることとなります。(例外については、本Q&A集の「2. 財務書類作成要領・問番号2」参照)) また、地方公共団体は、一般会計等を基礎として財務書類を作成することとしていますが、公的資金等によって形成された資産の状況等を総合的に明らかにするため、一般会計等に地方公営事業会計を加えた全体財務書類、全体財務書類に都道府県と市町村の関連団体を加えた連結財務書類をあわせて作成することとしています。	「財務書類作成要領」6段落
2	地方公営企業法を適用している一部事務組合等についても、報告主体として統一的な基準による財務書類等を作成する必要はあるのでしょうか。	地方公営企業法を適用している公営企業会計のみによって構成される一部事務組合等については、既に発生主義・複式簿記による法定決算書類が作成されているため、統一的な基準による財務書類については作成しないことも許容することとします。なお、連結時には、法定決算書類の読替えを要します。 また、一般会計等と地方公営企業法を適用している公営企業会計の双方によって構成される一部事務組合等については、一般会計等分を一般会計等財務書類として作成し、地方公営企業法を適用している公営企業会計分は法定決算書類を読み替えたうえで、純計処理等を行い全体財務書類を作成することとなります。	「財務書類作成要領」6段落
3	作成することになる財務書類の体系はどのようになるのでしょうか。	基準モデルや総務省方式改訂モデルと同様に、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4表とされていますが、行政コスト計算書と純資産変動計算書は、各地方公共団体の実情も踏まえ、別々の計算書としても、その2つを結合した計算書としても差し支えないこととしています。	「財務書類作成要領」10段落
4	財務書類の表示単位は円単位としても差し支えないのでしょうか。	原則として百万円単位、例外として千円単位も許容することとしていますが、より細かい単位である円単位での表示を妨げるものではありません。	「財務書類作成要領」16段落
5	勘定科目の改廃や内訳科目の追加は可能でしょうか。	比較可能性を確保する観点から、原則として「研究会報告書」等で示した勘定科目を用いることとしますが、財務上の管理の必要に応じて勘定科目を追加等を妨げるものではありません。(例えば、財務書類の「その他」に計上されているもので、重要性の高い項目について、特定の勘定科目で表示することが考えられます。)	「財務書類作成要領」19段落
6	示されている資金仕訳変換表のとおりに変換処理しなければならないのでしょうか。	予算科目体系は、基本的に全地方公共団体で共通とはいえ、若干の相違があるため、示されている資金仕訳変換表を参考として各地方公共団体固有の資金仕訳変換表を作成する必要があることにご留意ください。	「財務書類作成要領」58段落、別表6
7	資産項目と負債項目の流動・固定分類は原則として1年基準とされていますが、何が例外なのでしょうか。	企業会計の正常営業循環基準の考え方に準じて、例えば棚卸資産(販売用土地等)については、1年基準の例外として流動資産としています。	「財務書類作成要領」83段落
8	無形固定資産における仮勘定(その取得が一般会計年度を超えるもの)は、どのように計上すべきでしょうか。	ソフトウェアの仮勘定であれば「ソフトウェア」、それ以外であれば無形固定資産の「その他」に含めて計上します。	「財務書類作成要領」100段落～102段落
9	退職手当組合に加入している場合、退職手当引当金はどのように計上するのでしょうか。	退職手当組合に加入している地方公共団体が計上すべき退職手当引当金の額は、当該地方公共団体の退職手当債務から、組合への加入時からの負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に組合における積立金額の運用益のうち当該地方公共団体へ按分される額を加算した額を控除した額とします。なお、組合への負担金は、移転費用・補助金等として計上し、退職手当引当金繰入額に計上しないこととします。(退職手当引当金としては計上しません。)	「財務書類作成要領」125段落
10	貸借対照表における純資産の内訳(余剰分(不足分))について、不足分とはどのような状況であり、どのように記載するのでしょうか。	余剰分(不足分)とは、当該地方公共団体が費消可能な資源の蓄積(原則として金銭)をいいます。貸借対照表における余剰分(不足分)には、流動資産(短期貸付金及び基金等を除く)から将来現金等支出が見込まれる負債を控除した額を計上します。 貸借対照表における余剰分(不足分)はマイナスとなることが多く、この場合、基準日時点における将来の金銭必要額を示しています。	「財務書類作成要領」143段落
11	行政コスト計算書について、議員報酬はどの勘定科目で処理するのでしょうか。	次のとおり仕訳処理します。 【行政コスト計算書】その他(人件費)／【資金収支計算書】人件費支出	「財務書類作成要領」158段落、別表6-2
12	純資産変動計算書の「その他」には、具体的にどのような項目の計上を想定しているのでしょうか。	他科目で対象とならない項目を記載しますが、例えば、純資産変動計算書に係る過年度の修正等が計上対象となります。	「財務書類作成要領」213段落
13	基準モデル等からの基準変更による影響額等を注記することとされていますが、どのように記載するのでしょうか。	どのモデル等から変更しているのか、「台帳手引き」109段落に記載された経過措置適用の有無を記載した上で、基準変更により金額等を変更している勘定科目ごとに、「前会計年度の貸借対照表において、「有形固定資産」に表示していた「土地」〇〇円は有形固定資産の評価基準の変更により××円減少し、「事業用資産」の「土地」△△円、「インフラ資産」の「土地」□□円として組み替えている」といったように記載します。	「財務書類作成要領」268段落

問番号	質問	回答	関連箇所																																				
14	附属明細書「3(2)財源情報の明細」は、どのように作成するのでしょうか。	以下を参考に作成してください。 ①当該明細の「金額」に「純資産変動計算書」の該当金額を計上 ②それぞれの区分にあてた「国県等補助金」及び「地方債」を計上 →補助金は「附属明細書3(1)財源の明細」を参考に計上 →地方債は当年度発行した地方債の区分に基づき計上 ③「その他」に減価償却費等の非資金分を計上 ④①～③を踏まえ、「税収等」に、「金額」から「国県等補助金」、「地方債」及び「その他」を合算した額を控除した金額を計上	「財務書類作成要領」 【様式5】3(2)																																				
15	仕訳候補が複数ある予算科目は、どのように仕訳処理するのでしょうか。	工事請負費を例にとると、その支出内容が、資産形成(資産(土地・建物等))にあたるものか、修繕(費用)にあたるものかを、工事等ごとに個別に判断し、仕訳処理します。	「財務書類作成要領」 別表6-3、別表6-4																																				
16	貸借対照表に計上するリース資産やリース債務について、具体的にどの勘定科目で処理すればよいのでしょうか。	リース資産については、固定資産の性質に応じた勘定科目(建物、工作物、物品等)に計上します(減価償却累計額も同様)。 リース債務については、1年以内に支払期限の到来するものは流動負債の「その他」、1年を超えて支払期限の到来するものは固定負債の「その他」に計上します。	「財務書類作成要領」 別表7-1 「台帳手引き」 29段落																																				
17	過年度の修正や固定資産が新たに判明した場合は、どこに計上すればよいのでしょうか。	以下を参考に計上してください。なお、当該内容と金額を注記することとします。 ・行政コスト計算書に係る過年度の修正(各種費用や使用料等) →行政コスト計算書(臨時損失・臨時利益(その他))に計上 ・純資産変動計算書に係る過年度の修正(税収等や国県等補助金等) →純資産変動計算書(その他)に計上 ・固定資産が新たに判明した場合 →純資産変動計算書(無償所管換等)に計上	「財務書類作成要領」 別表7-5																																				
18	発生主義・複式簿記を導入する意義は何でしょうか。	発生主義の意義としては、現金主義では見えにくいコスト(減価償却費や退職手当引当金等)の把握が可能となることにあります。 また、複式簿記の意義としては、取引を原因と結果という2つの側面から処理することにより、ストック情報とフロー情報の両面の把握が可能となることにあります。	「研究会報告書」 293段落																																				
19	日々仕訳と期末一括仕訳はどちらを導入すべきでしょうか。	仕訳の検証精度が高くなり内部統制に寄与すること、より早期に財務書類の作成・開示が可能となること等から、「研究会報告書」297段落では日々仕訳が望ましいとされていますが、都度の仕訳処理に係る全庁職員への事務負担や、現金支出等とあわせた仕訳処理を可能とするためのシステム等に係る経費負担等を考慮する必要があります。 このため、統一的な基準では、「研究会報告書」293段落の①(帳簿体系を維持し、貸借対照表と固定資産台帳を相互に照合することで検証が可能となり、より正確な財務書類の作成に寄与すること)が満たされ、②(事業別・施設別等のより細かい単位でフルコスト情報での分析が可能となること)にも資するものであれば、期末一括仕訳によることも差し支えないとしています。 なお、年次のほか月次や四半期など一定の期間で仕訳処理を行い、財務書類等を作成することも可能です。	「研究会報告書」 293段落、297段落																																				
20	市場公募債を発行した場合で、券面額と差額がある場合、どのように処理するのでしょうか。	企業会計では、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)等により、原則として償却原価法を適用することとされていますが、事務負担等を踏まえ、発行年度に一括費用処理することも妨げないこととします。	—																																				
21	資金収支計算書において、分担金及び負担金はどのように計上するのでしょうか。	「財務書類作成要領」別表6・資金仕訳変換表において、業務収入の税収等収入での計上が例示されていますが、業務活動収支における業務支出の財源として充当した場合は、業務収入の税収等収入に計上し、投資活動支出の財源として充当した場合は、投資活動収入のその他の収入に計上するなどとなります。(そのため、資金仕訳変換表の作成時に留意する必要があります。)	「財務書類作成要領」 別表6																																				
22	附属明細書において、有形固定資産の行政目的別明細(「財務書類作成要領」様式第5号・②)や行政コスト計算書に係る行政目的別の明細(「同要領」様式第5号・作成例)を作成すること(行政コスト計算書関係は「同要領」154段落のとおり望まれる)とされていますが、これら附属明細書に示されている「区分」には、何を計上するのでしょうか。	総務省方式改訂モデルに準じ、以下を参考に区分・計上してください。 <貸借対照表> <table border="1" data-bbox="587 1529 1042 1749"> <thead> <tr> <th>決算統計上の区分</th> <th>明細書上の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務費、その他</td> <td>総務</td> </tr> <tr> <td>民生費</td> <td>福祉</td> </tr> <tr> <td>衛生費</td> <td>環境衛生</td> </tr> <tr> <td>農林水産業費、労働費、商工費</td> <td>産業振興</td> </tr> <tr> <td>土木費</td> <td>生活インフラ・国土保全</td> </tr> <tr> <td>消防費(警察費)</td> <td>消防(警察)</td> </tr> <tr> <td>教育費</td> <td>教育</td> </tr> </tbody> </table> <行政コスト計算書> <table border="1" data-bbox="587 1794 1042 2063"> <thead> <tr> <th>決算統計上の区分</th> <th>明細書上の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会費</td> <td>総務</td> </tr> <tr> <td>総務費</td> <td>総務</td> </tr> <tr> <td>民生費</td> <td>福祉</td> </tr> <tr> <td>衛生費</td> <td>環境衛生</td> </tr> <tr> <td>農林水産業費、労働費、商工費</td> <td>産業振興</td> </tr> <tr> <td>土木費</td> <td>生活インフラ・国土保全</td> </tr> <tr> <td>消防費(警察費)</td> <td>消防(警察)</td> </tr> <tr> <td>教育費</td> <td>教育</td> </tr> <tr> <td>諸支出金、公費費のうち物件費</td> <td>関係区分(区分できない場合は合理的な基準により按分等)</td> </tr> </tbody> </table>	決算統計上の区分	明細書上の区分	総務費、その他	総務	民生費	福祉	衛生費	環境衛生	農林水産業費、労働費、商工費	産業振興	土木費	生活インフラ・国土保全	消防費(警察費)	消防(警察)	教育費	教育	決算統計上の区分	明細書上の区分	議会費	総務	総務費	総務	民生費	福祉	衛生費	環境衛生	農林水産業費、労働費、商工費	産業振興	土木費	生活インフラ・国土保全	消防費(警察費)	消防(警察)	教育費	教育	諸支出金、公費費のうち物件費	関係区分(区分できない場合は合理的な基準により按分等)	「財務書類作成要領」 154段落、【様式5】1 (1)②、作成例
決算統計上の区分	明細書上の区分																																						
総務費、その他	総務																																						
民生費	福祉																																						
衛生費	環境衛生																																						
農林水産業費、労働費、商工費	産業振興																																						
土木費	生活インフラ・国土保全																																						
消防費(警察費)	消防(警察)																																						
教育費	教育																																						
決算統計上の区分	明細書上の区分																																						
議会費	総務																																						
総務費	総務																																						
民生費	福祉																																						
衛生費	環境衛生																																						
農林水産業費、労働費、商工費	産業振興																																						
土木費	生活インフラ・国土保全																																						
消防費(警察費)	消防(警察)																																						
教育費	教育																																						
諸支出金、公費費のうち物件費	関係区分(区分できない場合は合理的な基準により按分等)																																						

23	貸借対照表上の負債（地方債）について、臨時財政対策債を控除して計上することができないでしょうか。	臨時財政対策債の元利償還金相当額については、地方交付税法上、その全額が地方交付税の基準財政需要額に算入されることとなっていますが、貸借対照表上の負債（地方債）から臨時財政対策債を控除することはできません。 ただし、貸借対照表の読み手の適切な理解を促すため、臨時財政対策債の趣旨や現在高を注記で表示することは非常に重要です。	—
----	--	--	---

3.資産評価及び固定資産台帳整備の手引き

(1)評価基準

問番号	質問	回答	関連箇所
1	有形固定資産等は、どのように評価するのでしょうか。	原則として、取得原価が判明しているものは取得原価、取得原価が不明なものは再調達原価(道路等の敷地は備忘価額1円)としていますが、実施可能性や比較可能性を確保する観点から、昭和59年度以前に取得した事業用資産とインフラ資産は、上記取扱いにかかわらず、原則として取得原価不明なものとして取り扱うこととしています。(詳細は、別紙3「有形固定資産等の評価基準」を参照) なお、既に固定資産台帳を整備済又は整備中の地方公共団体においては、資産評価に係る二重負担を回避する観点等から、一定の経過措置(既存の評価額の許容)を設けています。	「台帳手引き」 63段落、64段落、 109段落、別紙5
2	有形固定資産等は、再評価する必要はあるのでしょうか。	有形固定資産等は、原則として再評価しないこととしていますが、例外として、立木竹(6年に1回程度の再評価が適当)や棚卸資産(毎年度(低価法))があります。 また、投資及び出資金についても、一定の条件により再評価が必要です。	「台帳手引き」 63段落、79段落、 92段落～98段落、 101段落、105段落
3	有形固定資産の取得原価の把握のために決算統計の数値を用いることができるのは、具体的にどのような場合でしょうか。	本Q&A集の「3.資産評価及び固定資産台帳整備の手引き(1)・問番号1」のとおり、取得原価が不明な有形固定資産等については、原則として再調達原価としていますが、安易に取得原価が不明だと判断することのないよう留意する必要があります。 地方債発行に関連する資料など、残存する証拠書類の確認が必要です。 それでも不明の場合、比較可能性の確保の観点から、取得原価の把握のために、決算統計の数値を用いることも考えられる旨が示されていますが、決算統計の数値については、以下の点に留意する必要があります。 ・決算統計の用地費は、主に土地購入費と補償費であるが、取得原価に含まれるべき造成費等が加味されていない ・除売却分を控除する必要がある ・決算統計では、同種資産をまとめた一つの項目に計上している ・決算統計では、「道路・橋梁」など、一定のまとまった区分となっているところもあり、台帳上で区分するためには、一定の按分が必要となる このため、統一的な基準の考え方(本Q&A集の「1.全体・問番号1」)を踏まえ、決算統計の数値を用いることができる場合として、 ・特定の時期の対象とならない昭和60年度以降であること ・特定の固定資産が、決算統計に係る該当項目(表行列)に計上されていることが把握できること といった条件を満たす必要があります。	「台帳手引き」 63段落
4	物品については、「取得価額または見積価額が50万円(美術品は300万円)以上」の場合に計上することされていますが、無形固定資産のソフトウェアに関しては同様の記述が無く、資産として計上する基準はどのように考えればよいのでしょうか。	物品に準じて取り扱うこととして差し支えありません。	「台帳手引き」 65段落、70段落
5	売却可能資産や棚卸資産の評価、物品の計上基準において、「重要な変動」や「重要性がないと判断される場合」といった文言が出てきますが、これらの重要性は、どのように判断すればよいのでしょうか。	基本的には、各地方公共団体の実情に応じて判断することとなりますが、例えば売却可能資産について、不動産鑑定評価により評価している場合で、公示地価といった他の評価方法の変動率が小さい場合は、現行の価額を変更しないといったことが考えられます。	「台帳手引き」 65段落、101段落、 105段落
6	個別の資産ごとに異なる評価方法を採用しても問題ないでしょうか。また、同一資産に対して、評価方法を変更しても問題ないでしょうか。	資産の重要性等を踏まえ、個別に異なる評価方法を採用することも差し支えありませんが、採用した評価方法の注記が必要です。 また、評価方法の変更を禁止しているわけではなく、より個々の実態を反映した評価への変更については合理性が認められますが、経年比較の観点からは安易に評価方法を変更することは適当ではありません。	「台帳手引き」 73段落
7	実際に保険契約の目的物とはなっていない立木竹や建物についても、その再調達価額の算定に保険金額を用いて構わないのでしょうか。	地方公共団体が所有する立木竹や建物の中には、実際に保険契約の目的物となっていないものも存在しますが、その再調達価額の算定に保険金額の単価を用いることとして差し支えありません。	「台帳手引き」 78段落、82段落
8	満期保有目的以外の市場価格のない有価証券について、実質価額が著しく低下した場合には相当の減額を行うこととされていますが、実質価額はどのように計算するのでしょうか。	実質価額については、日本公認会計士協会が公表している「金融商品会計に関する実務指針」第92項の規定を参考に、以下の計算式(例)による算定(純資産がマイナスの場合はゼロ)が望まれますが、作業負担を踏まえ、当該会計もしくは法人の純資産額(資産合計額から負債合計額を控除した額)に、当該団体の出資割合を乗じたものとすることもできることとします(純資産がマイナスの場合はゼロ)。 <計算式(例)> 「一株(口)あたり純資産額」=(一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成された相手先の直近の決算書の純資産額+資産等の時価評価に基づく評価差額+決算日後の後発事象の重要な影響)÷(発行済株式数(出資口数)) 「実質価額」=(一株あたり純資産額)×(所有株式数)	「台帳手引き」 94段落、97段落
9	徴収不能引当金について、不納欠損率を用いて具体的にどのように算定するのでしょうか。	未収金に係る徴収不能引当金については、合理的な基準により算定することとしており、不納欠損率を用いた算定方法としては、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の徴収不能実績率(過去5年間の不納欠損決定額/過去5年間の不納欠損決定前年度末債権残高)を乗じることが考えられます。 なお、上記は合理的な基準の一例であり、他の方法によることがより適当と認められる場合には、当該方法により算定することができることとしており、例えば長期延滞債権に係る徴収不能引当金については、勘定科目の趣旨を踏まえ、個々の債権の事情に応じて算定することが考えられます。	「台帳手引き」 102段落
10	売却可能資産の範囲はなぜ地方公共団体が任意に特定することとされているのでしょうか。	売却可能資産については、資産・債務改革の観点から注記することとしていますが、それぞれの地方公共団体で同改革の取組状況等は異なることから、売却可能資産の範囲を一律に特定することはせずに、地方公共団体がその実情に応じて任意に特定することとしています。	「台帳手引き」 104段落

11	基準モデル等を採用している地方公共団体については、今後も引き続き基準モデル等により資産を評価しても差し支えないのでしょうか。	既に固定資産台帳が整備済又は整備中であって、基準モデル等に基づいて評価されている資産について、合理的かつ客観的な基準によって評価されたものであれば、引き続き、当該評価額によることを許容することとしています。ただし、その場合でも、道路等の敷地については、「台帳手引き」63段落による評価額を注記することとしていることや、開始後に取得した資産は既存の基準モデル等による評価は認められていないことに留意が必要です。	「台帳手引き」 63段落、109段落
----	--	--	-----------------------

(2)その他

問番号	質問	回答	関連箇所
1	固定資産台帳を整備する意義は何でしょうか。	固定資産台帳は、所有する全ての固定資産について、取得価額や耐用年数等のデータを網羅的に記載したものです。 固定資産台帳は、地方公会計の基礎資料となるだけでなく、その整備により、公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出することや、公共施設等総合管理計画を充実・精緻化することに活用することも可能となります。さらに、固定資産台帳を公表することで、民間企業からPPP/PFIに関する積極的な提案がなされることも期待されます。	「台帳手引き」 2段落～6段落
2	固定資産台帳は公表を前提とすることとされていますが、個人情報など法令により公表できない情報があった場合、どのように対処すればよいのでしょうか。	個人情報保護法等の観点から公表できない情報については、当該法令等の趣旨を踏まえた対応が必要となりますが、例えば、「民間企業」、「個人」といった記載、このような対応ができない場合は、「不開示」といった記載が考えられます。	「台帳手引き」 5段落
3	固定資産台帳の記載項目が例示されていますが、同項目のとおり固定資産台帳を整備しなければならないのでしょうか。	同例示(「台帳手引き」別紙2)の「①基本項目」は、原則として記載する必要があります。 また、「②追加項目」は、各地方公共団体の判断による任意の記載としていますが、活用の幅を広げるためにも記載することが適当です。 なお、同例示は記載例とされている中で、特に「②追加項目」については、各地方公共団体の実情に応じて追加等することが適当です。	「台帳手引き」 13段落、14段落、 別紙2
4	固定資産台帳の追加記載項目とされている長寿命化履歴には、具体的にどのような内容を記載すればよいのでしょうか。	公共施設等のマネジメントのためには、「①基本項目」のような基本情報を管理することはもとより、施設の実態に即した情報を管理することも重要です。 上記観点から「②追加項目」で明示されている「長寿命化履歴」については、長寿命化工事の有無、実施時期、関連する台帳番号等を記載することが考えられます。	「台帳手引き」 14段落、別紙2
5	固定資産台帳の記載項目のうち、「目的別資産区分」の項目については、何を記載したらよいのでしょうか。	「財務書類作成要領」様式第5号「附属明細書」の「②有形固定資産の行政目的別明細」で示している行政目的の区分を記入することが想定されます。	「台帳手引き」 別紙2
6	管理者と所有者が異なる指定区間外の国道(3桁国道)や指定区間の一級河川等は、資産として計上しないものの、注記が望まれるとされていますが、注記する場合、どのような評価基準でどのように記載すべきでしょうか。	所有する固定資産に準じて固定資産台帳に記載・管理し、勘定科目別に取得価額等と減価償却累計額を記載することとします。	「台帳手引き」 21段落
7	重要性の乏しい所有権移転ファイナンス・リース取引の対象について、重要性が乏しい償却資産、当該地方公共団体の活動において重要性の乏しいものといった記載がなされていますが、「重要性の乏しい」とは、どのような場合が該当するのでしょうか。	基本的には、各地方公共団体の実情に応じて判断することとなりますが、以下の基準等により判断することとします。 ①購入時に費用処理するもの、②リース期間が1年以内であるもの、 ③1契約あたりのリース料総額が300万円以下のもの	「台帳手引き」 27段落
8	PFI事業に関して、所有権がない資産は、どのように処理するのでしょうか。	PFI事業に係る資産については、所有権がない資産であっても、契約上のリスク配分状況の検討を行い、リース会計基準に準じた会計処理を行うこととします。 会計処理にあたっては、PFI事業費の内訳内容に応じて、例えば利息相当額や維持管理・運営費は、原則として支払総額から控除してリース資産・リース債務の計上を行う必要があります。(仕訳例は、以下のとおり) 【貸借対照表】該当固定資産科目／【貸借対照表】固定負債・流動負債(その他) なお、PFI事業に係る資産の金額について、注記することとします。	「台帳手引き」 31段落
9	例えば耐震工事で耐久性が増す場合は固定資産として計上することが考えられますが、この場合、どのように減価償却の計算をするのでしょうか。	当該耐震工事は、基本的に資本的支出に該当し、原則として当該資本的支出の金額を固有の取得価額として、その資本的支出を行った減価償却資産本体と種類及び耐用年数を同じくする新たな減価償却資産を取得したものととして、その種類と耐用年数に応じて償却を行うこととなります。 なお、資本的支出を行った減価償却資産本体については、この資本的支出を行った後においても、現に採用されている償却方法による償却を継続して行うこととなります。	「台帳手引き」 41段落
10	別途規定するものについては、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(耐用年数省令)よりも長い期間の耐用年数を設定することもできるとされていますが、どのような資産が該当するのでしょうか。	耐用年数を長くすることは、単年度の減価償却費の低減につながるため、保守主義の観点から、厳密に取り扱う必要があります。 このような中で、合理性・客観性があるものとしては、法適用の地方公営企業で使用されている法令年数が該当します。	「台帳手引き」 47段落
11	固定資産台帳の整備の流れは、どのようなものになるのでしょうか。	別紙4「固定資産台帳整備の流れの例」を参照ください。	「台帳手引き」 118段落、別紙9
12	固定資産の棚卸(現物確認)は、どのような点に注意すべきでしょうか。	計上されている固定資産が確かに存在して当該地方公共団体の所有であることや、関連台帳との整合を確認することが重要です。 また、新規に取得又は異動した資産以外についても、年1回を基本として現物確認とともに、期末に固定資産台帳と貸借対照表の資産残高が一致しているか確認することとしていることに留意が必要です。	「台帳手引き」 124段落、125段落
13	基金や有価証券、徴収不能引当金等も固定資産台帳で管理する必要はあるのでしょうか。	固定資産台帳での管理を妨げるものではありませんが、その性質や地方公共団体の実情に応じて別途管理することもできることとします。	—
14	減価償却を行う単位として、年割り、月割りのほか「日割り」は認められないのでしょうか。	取得の当日からの減価償却(いわゆる日割り)も許容されます。	「台帳手引き」 50段落

4.連結財務書類作成の手引き

問番号	質問	回答	関連箇所
1	連結財務書類の対象範囲について、全部連結のほか比例連結が採り入れられていますか、持分法は採用しないのでしょうか。	企業会計で採用されている持分法については、連結対象団体(会計)の純資産や利益に着目し、それらについての持分のみを連結財務書類に反映することになり、一般に利益の追求を目的としない地方公共団体にはなじまないため、同手法は採用しないこととします。	「連結手引き」 6段落
2	法非適用の地方公営事業会計や一部事務組合等についても、固定資産台帳の整備が求められるのでしょうか。	法非適用の地方公営事業会計や官庁会計により会計処理を行っている一部事務組合等は、一般会計等と同様の会計処理である中で、発生主義に基づく会計基準により財務書類を作成していないため、統一的な基準による財務書類等を作成する必要があります。従って、固定資産台帳の整備が求められることとなります。(一部事務組合等は報告主体となっていることにも留意(本Q&A集の「2.財務書類作成要領・問番号1」参照)) なお、法非適用の地方公営事業会計については、特例措置が講じられていることに留意が必要です。(本Q&A集の「1.全体・問番号4」参照)	「連結手引き」 7段落、55段落
3	一部事務組合等について、前会計年度に比例連結の際に利用した比率が変わった場合は、どうするのでしょうか。	利用した比率に変更があった場合は、変更後の比率に応じて比例連結することとしますが、直近の複数年度において大幅な経費負担割合の変動があった場合や当該年度の経費負担がない場合など、当該年度の経費負担割合によることが合理的でない場合は、一定期間の経費負担割合の平均を用いるなど、構成団体が協議して合理的な割合を決定することができることとします。また、各構成団体で修正の作業負担がかかることを踏まえ、負担割合の変動率が小さい場合など、財務書類等に重要な変動が生じない場合には、現行の比例連結割合を変更しないことができるとします。 なお、比例連結割合が変更された場合、当会計年度の期首の純資産残高及び資金残高が前会計年度末の金額と整合しなくなりますが、この場合、連結純資産変動計算書では「比例連結割合の変更に伴う差額」を科目として設けて純資産残高の差額を計上し調整します。また、連結資金収支計算書でも「比例連結割合変更に伴う差額」の欄を設け、資金残高の差額を計上して調整します。(いずれの場合においても、構成団体の連結割合の合計が100%となるよう処理する必要があります。)	「連結手引き」 9段落、12段落
4	いずれかの地方公共団体の全部連結の対象となっている第三セクター等については、他の地方公共団体の比例連結の対象とはならないのでしょうか。	いずれかの地方公共団体の全部連結の対象となっている場合は、他の地方公共団体の比例連結の対象とはなりません。 例えば、A県の出資比率60%、B市の出資比率40%という第三セクターがあった場合にその第三セクターはA県の全部連結の対象となるため、B市にとっては比例連結の対象となりませんので、構成団体間で連携を密にする必要があります。	「連結手引き」 22段落
5	消費税の取扱いについて、一般会計等は税込処理とされていますが、法適用の地方公営企業や第三セクター等は税抜処理としている場合が多い中、連結時に統一する必要があるのでしょうか。	原則として一般会計等と同様に税込処理とすることが望ましいですが、税込処理に修正しないことも許容することとします。なお、採用した消費税等の会計処理については、注記するものとします。	「連結手引き」 62段落
6	連結対象団体(会計)との間で相殺消去をする場合には、具体的にはどのような作業となるのでしょうか。	具体的には「連結手引き」によりますが、相殺消去の例示として、別紙5「連結における相殺消去の例」を参照ください。	「連結手引き」 79段落
7	連結対象団体(会計)を連結する場合には、具体的にはどのような作業となるのでしょうか。	具体的には「連結手引き」によりますが、土地開発公社の場合の例示として、別紙6「土地開発公社を連結するにあたっての作業フロー」を参照ください。	—

<用語>

- ・研究会報告書：「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」(平成26年4月30日公表)
- ・台帳手引き：「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」
- ・連結手引き：「連結財務書類作成の手引き」

※ 本Q&A集は、新たな質疑や他の会計基準の改正等を踏まえて、改訂していく予定です。